

2020年第3回定例会一般質問登壇原稿
いのちが大事 野村 羊子

おはようございます。野村羊子です。

今回の私の一般質問は、

1 住まいを支えるまちづくりについて です。

「衣食住」は生きる上での基本だと言われています。いのちと生活を支える住宅の確保は、都市部においては重要な課題です。

2018年調査による『住宅及び世帯に関する基本集計 総務省』によれば、東京都の持ち家率は45%です。つまり半数以上の方が借家・間借りその他で家賃等を支払いつつ生活しています。東京都の平均月額家賃は 81,001 円、1 畳当り 5,128 円で、これは全国平均55,695 円より群を抜いて高く、かつ全国で平均月額家賃が 5 万円を超えているのは、三大都市圏の 9 都府県でしかありません。

今般のコロナ災害で収入が激減し、また職を失う人が続出している中で、安心して住まい続けることへの支援策が求められています。

(1)公営住宅のあり方について

ア 市営住宅の入居要件について

現在、公営住宅に入居できる単身者は、60 歳以上、あるいは障害者、生活保護利用者などに限定されています。2011 年、国は公営住宅法を改正し、同居親族要件を廃止しました。しかし、東京都も三鷹市も同居親族要件を廃止していません。

総務省の「日本の統計」によれば東京都の一人世帯の割合は47%にもなります。一方で、厚生労働省の「国民生活基礎調査(2016)」によれば、単身世帯の平均年収は 255.5 万円、世帯全体の平均545 万 8 千円の半分以下です。

単身世帯が増えている現状を踏まえ、同居親族要件を廃止して、単身者であっても所得制限だけでどの年齢層でも入居が可能にすべきです。

Q1 市営住宅の同居親族要件の廃止を検討したことはありますか。

Q2 市営住宅の同居親族要件を廃止し、低所得の単身者が入居できるようにすることについて、市長の見解を伺います。

イ 借上げ公営住宅について

既存住宅を借上げ、公営住宅を促進することは可能であると2009年5月、国土交通省は「既存民間住宅を活用した借上公営住宅の供給の促進に関するガイドライン(案)」で示しています。

Q3 三鷹市の市営住宅は現在何戸ありますか。人口比では何%ですか。

Q4 過去3年間で市営住宅の募集回数と、応募倍率を数字でお答えください。また市営住宅の空き状況は年平均で何戸でしょうか。

Q5 市営住宅の応募倍率等からみると、量的に充足していると思えませんが、現状をどのようにとらえているか、市長の見解を伺います。

Q6 既存住宅の借上げによって市営住宅を増やすことを検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

ウ 福祉住宅について

福祉住宅は、65才以上が入居でき、緊急通報システムによる24時間の見守りや、安否確認や緊急時の対応を行う生活協力員が住込みで対応している住宅です。

Q7 三鷹市借上げの福祉住宅は、現在何戸ありますか。

Q8 過去3年間で福祉住宅の募集回数および応募倍率を数字でお答えください。また福祉住宅の空き状況は年平均で何戸ありますか。

Q9 入居希望の単身高齢者の状況、必要度に応じた優先枠を設けるべきだと考えます。市長の見解を伺います。

エ 生活保護利用者の住まいについて

住まいを失った人が生活保護申請をした場合、無料低額宿泊所等への施設入所が前提となるような説明が行われていると、聞きます。

Q10 生活保護申請後、保護開始決定前のビジネスホテルやカプセルホテルの利用が可能ですが、案内をしていますか。また、市での利用実績がありますか。

Q11 無料低額宿泊所の、現在の平均利用期間はどの程度ですか。退所理由は、ア

パート転宅、他の施設への転所、入院、死亡、その他などで分類把握していますか。数字がわかれば、お答えください。

Q12 無料低額宿泊所に入所した場合、希望する利用者のアパートへの転宅については、何らかの条件、例えば就労してから等の条件を設けていますか。

Q13 本来、生活保護は居宅保護ですから、アパート入居を前提とすべきです。住まいを失い生活保護利用が決定した方のアパート探し等を、ケースワーカーがサポートしていますか。

Q14 生活保護利用者の住まいとして、施設入所を前提とすべきではないと考えます。市長の見解を伺います。

オ 低所得者の住まいの確保について

コロナ災害を受け、今年 4 月に、厚生労働省が要件緩和したこともあり、住居確保給付金利用申請は急増しました。

Q15 住居確保給付金の利用申請と給付決定の件数を、昨年 2019 年 2 月～6 月及び今年 2020 年 2 月～6 月のそれぞれをお答えください。また、今年 7 月 8 月の数値もお答えください。

住居確保給付金は最長 9 カ月までとなっています。現在の状況では経済が V 字回復するとは考えにくい状況です。

Q16 住居確保給付金利用者の収入が回復しないまま期限が来た場合の対応策はどのようなことが考えられますか。

Q17 低所得者に対し、三鷹市として住居確保給付金のような家賃補助制度、あるいは借上げ公営住宅のような低家賃の住宅の提供等を検討すべきだと考えます。市長の見解を伺います。

次に、

(2) 東京外環道路事業の再評価と工事説明会について、お伺いします。

東京外環道路についての質問は、これで連続 16 回目となります。

ア 東京外環道路事業の再評価について

国土交通省関東地方整備局は、7 月 30 日に事業評価監視委員会を開催し、東

京外環道に関しては再評価の対応方針(原案)を提出したものの、了承を得られず、審議は次回に先送りされました。

Q18 事業評価監視委員会の審議内容について三鷹市に対して説明はありましたか。内容はどのようなものでしたか。

Q19 事業費が7600億円上積みされ、総額2兆3,575億円とされています。これはまだ青梅街道インターチェンジの地中拡幅部についての費用が参入されていません。これについてのどのような説明がありましたか。

工事費用上積みの要因として中央ジャンクションでの地下水位上昇による工法変更や、中央ジャンクションでの地中拡幅部工事が挙げられていました。

Q20 中央ジャンクションの地下水位上昇は、周辺の井戸や地盤に影響がないのかの説明はありましたか。

費用の増大に伴い、当初2.9であった費用便益比(B/C)は1.01にまで低下しました。これはかけた費用に対して得られる便益がほぼ等しくプラス効果がない、ということです。これからさらに上積みされる工事費用に加え、人の移動が減少するこれからの社会状況を考えれば、便益はさらに下がると考えられます。今後さらに税金をつぎ込んでも無用の長物となりかねません。たとえ完成しても、維持管理費用をきちんとかけていかなければ、トンネル崩落の危険性もあります。地上の住宅地にどのような被害を及ぼすのかの長期的シミュレーションも必要と考えますが、残念ながら、地上に対する影響を勘案した事業評価にはなっていません。

Q21 地上に住まう人に不安と恐怖を与える東京外環道路事業は中止すべきであると、国に意見を上げるべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

イ「中央ジャンクション北側ランプシールドトンネルに係る工事説明会」について

8月7日、8日の2日間、各4回計8回開催された説明会は、事前申し込み制で一人1回1名のみとされました。東京外環道路は、住民に十分な説明し理解を得ることを前提としてPI(パブリック・インボルブメント)方式を採用しています。PI会議は中断されていますが、終結はされていません。

Q22 PI方式は継続しているとの理解でよろしいでしょうか

Q23 今回、一人1回のみ、申し込みも一人分のみとしたことは、PIの趣旨から外

れるものだと考えます。説明会主催者である国土交通省からその理由を聞いていますか。

Q24 説明会参加人数は何人だったと報告を受けていますか。

Q25 ランプシールドトンネルは東八道路を越え、住宅街の下を掘削していく予定です。周辺住宅への説明として十分だったと考えますか。不足を補う説明を、市として行うことは考えませんか。

Q26 住民が安心して住まい続けられるよう、工事への影響を市としても監視していく必要があると考えます。市長の見解を伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

自席での再質問を留保いたします。答弁のほど、よろしくお願いいたします。